かしごっち

発 行 滝川市 発行日 平成 13.11.20

連絡先 保健福祉部 介護保険総合相談室 0125-26-5050

改定後

平成 14 年 1 月 1 日 から 制度改定 「訪問通所サービス」と「短期入所サービス」の支給限度額が一本化されサービス 利用のしくみが変わります。名称も「居宅サービス」に変更します。

これまで、「訪問通所サービス」は 1 ヶ月単位、「短期入所サービス」は 6 ヶ月単位で別々に設けられていた利用限度額が一本化されます。

改定後は9つの居宅サービスが、限度額の範囲ならば「1ヶ月単位」で自由に組み合わせて 利用できるようになります。(限度額を超えた分は自己負担となります)

1ヶ月の限度額をすべて「短期入所サービス」に使うことも可能になり、これまでより利

用できる日数が増えます。

改定前

訪問通所サービス

- 1.訪問介護(ホームヘルプ)
- 2. 訪問入浴介護
- 3.訪問看護
- 4.訪問リハビリテーション
- 5. 通所介護 (デイサービスセンター)
- 6. 通所リハビリテーション(ディケア)
- 7.福祉用具の貸与

要介護度	利用限度額 / 月
要支援	61,500円
要介護 1	165,800円
要介護 2	194,800円
要介護 3	267,500円
要介護 4	306,000円
要介護 5	358,300円

短期入所サービス

- 1.短期入所生活介護(ショートステイ)
- 2.短期入所療養介護(ショートステイ)

<u>介護度</u>	利用限度日数
要支援	6ヶ月で 7日
要介護 1	14日
要介護 2	14日
要介護3	2 1 日
要介護 4	2 1 日
要介護 5	42日

65歳以上人口	9,428 人	H13.10
高齢化率	20.0%	現在
要介護等認定者	1,050 人	

居宅サービスをご利用の際はあなたの<u>介護支援専門員か総合相談室</u>へお尋ねください。





居宅サービス

- 1.訪問介護(ホームヘルプ)
- 2. 訪問入浴介護
- 3.訪問看護
- 4.訪問リハビリテーション
- 5. 通所介護 (デイサービスセンター)
- 6. 通所リハビリテーション(デイケア)
- 7. 福祉用具の貸与
- 8.短期入所生活介護(ショートステイ)
- 9. 短期入所療養介護(ショートステイ)

要介護度	利用限度額/月	<u>ショートステイの</u>
		最大利用可能日数
要支援	61,500円	1ヶ月で約 6日
要介護1	165.800円	16日
要介護 2	194.800円	18日
要介護3	267.500円	2 4 日
要介護 4	306.000円	2 7 日
要介護 5	358.300円	30日

注意事項

連続した短期入所サービスの利用は30日までです。(30日を超えた利用の場合31日目からは全額自己負担となります)。

利用日数が要介護認定の有効期間(原則6ヶ月)のおおむね半分を超えないようにします。

現在お手持ちの介護保険証に記載されている短期入所サービスの 利用限度日数は平成 13 年 12 月 31 日をもって廃止になります。尚、 介護保険証は次回更新時まで有効です。そのままご使用下さい。

短期入所サービスと他の居宅サービスを組み合わせて上手に使いましょう。

「短期入所サービス」とは

しばらく介護の手を休めたい、急用で介護ができない・・そんなと きに短期間、施設に入所するサービスです。

「利用限度額」とは

月々に介護保険で利用が認められる上限額。要介護度ごとに決められています。

お問い合わせ 滝川市役所介護保険総合相談室 26-5050